

株 主 各 位

第129回 定時株主総会招集ご通知
交付書面への記載を省略した事項

事業報告

新株予約権等に関する事項	……	1 頁
業務の適正を確保するための体制及び 当該体制の運用状況の概要	……	4 頁
当社の財務及び事業の方針の決定を支配 する者の在り方に関する基本方針 (会社の支配に関する基本方針)	……	9 頁
連結資本勘定計算書	……	10 頁
連結注記表	……	11 頁
株主資本等変動計算書	……	19 頁
個別注記表	……	20 頁

第129期
(2024年4 月1日から)
(2025年3 月31日まで)

富士フイルムホールディングス株式会社

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、書面交付請求を頂いた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

新株予約権等に関する事項

(1) 職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

2025年3月31日現在、職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要は、次のとおりです。なお、当社は、2024年4月1日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を実施しておりますため、下記「目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使時の払込金額」は調整されております。

新株予約権の区分 (発行決議の日)	新株予約権の数	目的となる株式の 種類と数	新株予約権の 発行価額	新株予約権の 行使時の払込金額	権利行使期間
第5ノ1回 (2012年3月2日)	36個	当社普通株式 10,800株	1個当たり 188,400円	1株当たり 1円	2012年4月3日から 2042年4月2日まで (注1)
第6ノ1回 (2013年2月26日)	134個	当社普通株式 40,200株	1個当たり 175,700円	1株当たり 1円	2013年4月2日から 2043年4月1日まで (注2)
第7ノ1回 (2014年2月27日)	146個	当社普通株式 43,800株	1個当たり 276,200円	1株当たり 1円	2014年4月2日から 2044年4月1日まで (注3)
第8ノ1回 (2015年2月26日)	169個	当社普通株式 50,700株	1個当たり 414,900円	1株当たり 1円	2015年4月2日から 2045年4月1日まで (注4)
第9ノ1回 (2016年4月27日)	216個	当社普通株式 64,800株	1個当たり 437,100円	1株当たり 1円	2016年6月2日から 2046年6月1日まで (注5)
第9ノ2回 (2016年4月27日)	8個	当社普通株式 2,400株	無償	1株当たり 1,499円	2018年4月28日から 2026年4月27日まで
第10ノ1回 (2017年4月27日)	450個	当社普通株式 135,000株	1個当たり 395,500円	1株当たり 1円	2017年6月2日から 2047年6月1日まで (注6)
第10ノ2回 (2017年4月27日)	18個	当社普通株式 5,400株	無償	1株当たり 1,382円	2019年4月28日から 2027年4月27日まで
第11ノ1回 (2018年5月10日)	529個	当社普通株式 158,700株	1個当たり 399,500円	1株当たり 1円	2018年6月2日から 2048年6月1日まで (注7)
第11ノ2回 (2018年5月10日)	33個	当社普通株式 9,900株	無償	1株当たり 1,414円	2020年5月11日から 2028年5月10日まで
第12ノ1回 (2019年5月8日)	541個	当社普通株式 162,300株	1個当たり 492,200円	1株当たり 1円	2019年6月2日から 2049年6月1日まで (注8)
第12ノ2回 (2019年5月8日)	104個	当社普通株式 31,200株	無償	1株当たり 1,746円	2021年5月9日から 2029年5月8日まで
第13ノ1回 (2020年5月13日)	612個	当社普通株式 183,600株	1個当たり 469,700円	1株当たり 1円	2020年6月2日から 2050年6月1日まで (注9)
第13ノ2回 (2020年5月13日)	102個	当社普通株式 30,600株	無償	1株当たり 1,681円	2022年5月14日から 2030年5月13日まで
第14ノ1回 (2021年5月12日)	593個	当社普通株式 177,900株	1個当たり 727,500円	1株当たり 1円	2021年6月2日から 2051年6月1日まで (注10)
第14ノ2回 (2021年5月12日)	192個	当社普通株式 57,600株	無償	1株当たり 2,519円	2023年5月13日から 2031年5月12日まで

- 注1 第5ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員、フェロー及び使用人その他当社の取締役会において決定する職位のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下、本注1、注2、注3、注4、注5、注6、注7、注8、注9及び注10において「権利行使開始日」といいます。）から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2041年4月2日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2041年4月2日から2042年4月2日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注2 第6ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2042年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2042年4月1日から2043年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注3 第7ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2043年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2043年4月1日から2044年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注4 第8ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2044年4月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2044年4月1日から2045年4月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注5 第9ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から7年間に限り新株予約権を行使することができます。ただし、当該新株予約権者が、2045年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2045年6月1日から2046年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注6 第10ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から暦日10日間に限り新株予約権を行使することができます（当該10日間には、毎年次に掲げる日から起算して4営業日前の日から当該日までの間に該当する期間は算入しません。①3月31日、②9月30日、③その他株式会社証券保管振替機構が定める株主確定日。）。ただし、当該新株予約権者が、2046年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2046年6月1日から2047年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注7 第11ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から暦日10日間に限り新株予約権を行使することができます（当該10日間には、毎年次に掲げる日から起算して4営業日前の日から当該日までの間に該当する期間は算入しません。①3月31日、②9月30日、③その他株式会社証券保管振替機構が定める株主確定日。）。ただし、当該新株予約権者が、2047年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2047年6月1日から2048年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注8 第12ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から暦日10日間に限り新株予約権を行使することができます（当該10日間には、毎年次に掲げる日から起算して4営業日前の日から当該日までの間に該当する期間は算入しません。①3月31日、②9月30日、③その他株式会社証券保管振替機構が定める株主確定日。）。ただし、当該新株予約権者が、2048年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2048年6月1日から2049年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注9 第13ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から暦日10日間に限り新株予約権を行使することができます（当該10日間には、毎年次に掲げる日から起算して4営業日前の日から当該日までの間に該当する期間は算入しません。①3月31日、②9月30日、③その他株式会社証券保管振替機構が定める株主確定日。）。ただし、当該新株予約権者が、2049年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2049年6月1日から2050年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。
- 注10 第14ノ1回新株予約権者は、権利行使期間内において、権利行使開始日から暦日10日間に限り新株予約権を行使することができます（当該10日間には、毎年次に掲げる日から起算して4営業日前の日から当該日までの間に該当する期間は算入しません。①3月31日、②9月30日、③その他株式会社証券保管振替機構が定める株主確定日。）。ただし、当該新株予約権者が、2050年6月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合、2050年6月1日から2051年6月1日までの期間に限り新株予約権を行使することができます。

(2) 職務執行の対価として交付された当社取締役及び監査役の保有する新株予約権等の状況

2025年3月31日現在の当社取締役及び監査役による当該新株予約権の保有状況は、次のとおりです。

	当 社 取 締 役		当 社 監 査 役	
	新株予約権の数	保 有 す る 人 数	新株予約権の数	保 有 す る 人 数
第5ノ1回新株予約権	18個	3名	0個	0名
第6ノ1回新株予約権	99個	5名	0個	0名
第7ノ1回新株予約権	73個	6名	0個	0名
第8ノ1回新株予約権	77個	6名	0個	0名
第9ノ1回新株予約権	94個	5名	0個	0名
第10ノ1回新株予約権	273個	5名	5個	1名
第10ノ2回新株予約権	0個	0名	1個	1名
第11ノ1回新株予約権	317個	5名	5個	1名
第11ノ2回新株予約権	4個	1名	1個	1名
第12ノ1回新株予約権	317個	6名	4個	1名
第12ノ2回新株予約権	10個	2名	1個	1名
第13ノ1回新株予約権	319個	6名	21個	1名
第13ノ2回新株予約権	4個	1名	4個	1名
第14ノ1回新株予約権	270個	6名	17個	1名
第14ノ2回新株予約権	48個	4名	4個	1名

注1 社外取締役及び社外監査役は、新株予約権を保有しておりません。

注2 上記新株予約権の内容の概要は「(1)職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況」に記載のとおりです。

(3) 当事業年度中に当社使用人並びに当社子会社の役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。なお、2021年6月29日開催の第125回定時株主総会の終結の時をもって職務執行の対価として新株予約権を交付する制度を廃止しております。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、以下のグループパーパスを定め、これを業務執行の基本的な拠りどころとしております。

地球上の笑顔の回数を増やしていく。

わたしたちは、多様な「人・知恵・技術」の融合と独創的な発想のもと、
様々なステークホルダーと共にイノベーションを生み出し、世界をひとつずつ変えていきます。

当社は、このグループパーパスのもと、当社及びその子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という）の経営を統括する持株会社として、当社グループ各社の業務執行が適正かつ健全になされることを目的として、実効性のある内部統制システムを構築するとともに、監査役による監査が適切に実施される体制を整備するため、会社法第362条に基づき、以下のとおり、当社の基本方針を定めました。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、当社グループがその企業活動を行うにあたっての基本的なポリシーとして制定された「富士フィルムグループ企業行動憲章」及び「富士フィルムグループ行動規範」に基づき、法令及び社会倫理に則った活動、行動の徹底を図る。
- (2) 当社は、当社グループの企業活動全般における法令遵守、倫理性の向上・維持を目的として、社長を委員長とするESG委員会を設置し、さらに、コンプライアンスを推進する専任部門を設置し、当該部門を中心に、当社グループ全体におけるコンプライアンス意識の浸透と向上を図る。
- (3) 富士フィルムグループ行動規範やコンプライアンスに関連した国内外の当社グループの役員・従業員からの相談・連絡・通報を受ける窓口（以下「内部通報窓口」という）を当社グループ内外に設置し、当社及びその子会社は、違反行為の早期発見に努め、適切に対処する。当社及びその子会社は、内部通報窓口を通じて相談などを行った者に対し、当該相談などを行ったことを理由として不利な取扱いを行わない。
- (4) 当社は、当社グループにおいて社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的・非合法的勢力や団体との関係を排除し、これらの勢力や団体を利する行為をしない。
- (5) 当社及びその子会社は、稟議規程、文書管理規程、インサイダー取引防止に関する規程、個人情報等の管理規程、独禁法遵守規程、腐敗行為の防止に関する規程など必要な内部ルールを定め、これらのルールに従った業務遂行を求めるとともに、事業活動に関わる法規制の遵守を徹底すべく各種ガイドライン・マニュアルなどを制定し、定期的な教育を通じてコンプライアンスの徹底を図る。
- (6) 当社は、当社グループにおける財務報告の信頼性確保のための内部統制システム、及びその運用の有効性を評価する体制の整備を推進する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 当社は、文書（電子媒体を含む）の保存及び管理に関して文書管理規程を制定する。当社は、株主総会議事録、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る情報を文書化し、同規程の定めるところに従って適切に保存及び管理する。
- (2) 当社の取締役及び監査役は、その職務執行に必要な場合、常時当該文書を閲覧することができる。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、当社グループにおいて適切なリスク管理体制を構築するとともに、重要なリスク案件については、社長を委員長とするESG委員会において、グループ全体の観点から、基本方針の策定と適切な対応策の検討・推進を行う。

- (2) 当社は、情報管理、安全衛生、環境、防災などに関わる各種の事業関連リスクについて、当社及びその子会社における規程、ガイドライン、マニュアルの制定及びリスク管理責任者の設置などにより、当社グループのリスク管理体制を構築する。また、当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件について適切に判断・対処するとともに、重要なリスク関連情報は、定められた手続きに従い、当社のESG委員会事務局に報告する。
- (3) 当社は、当社グループとして取り組むべき重点リスク課題を定期的に整理し、各課題について当社及びその子会社における対応策の検討・実施状況を管理する。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、定期的に取り締役会を開催し、取締役会規程及びその関連規則に則り、グループ経営の基本的な方針と戦略の決定、重要な業務執行に係る事項の決定、並びに取締役の業務執行の監督を行う。取締役の任期は、その使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、これを1年とする。
- (2) 当社は、業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を採用し、各執行役員の役割と責任範囲を執行役員業務管掌要綱で定める。各執行役員は取締役会が決定する基本方針に従い業務執行の任にあたる。執行役員の任期は、その使命と責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応すべく、これを1年とする。
- (3) 当社は、取締役会が決定した経営の基本方針、計画、戦略に従って執行役員が業務を執行するにあたり、重要案件やグループ全体に関する施策等を審議する機関として経営会議を設置し、これを機動的に開催し効率的な業務執行、意思決定を図る。
- (4) 当社は、取締役会において当社グループの中期経営計画及び年度経営計画を策定する。当社及びその子会社は、当該計画に沿って業務を遂行し、定期的に遂行状況をレビューする。
- (5) 当社及びその子会社は、各業務部門の機能分担と責任を職務規程によって明確化し、業務執行の過程における個別の意思決定を稟議規程に従い適正かつ効率的に行う。

5. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、持株会社として、当社の子会社による業務遂行を株主の立場から監督するとともに、グループに共通する業務を統一的、効率的かつ適切に遂行し、当社グループの企業価値の最大化を図る。
- (2) 当社は、当社の監査役及び監査役スタッフが当社及びその子会社の監査を定期的の実施することができるよう体制を整備し、業務の適正の確保を図る。
- (3) 当社は、当社の子会社の重要な業務執行について、取締役会規程その他の関連規則において、当社の取締役会の承認又は経営会議の審議が必要となる事項及びその手続きを定め、当社の子会社にその遵守を求め、当社の子会社における業務遂行を管理する。
- (4) 当社は、当社の主要な子会社の取締役会の決議事項及び報告事項について把握し、必要に応じて報告を求めることにより、当社グループにおける重要な業務遂行の状況を管理・監督する。
- (5) 当社は、当社グループの業務のIT化を積極的に推進し、業務遂行の正確性と効率性を常に向上させるよう努める。
- (6) 当社は、当社グループの内部監査機能を統合して機能強化を図り、グローバルな監査体制を構築する。当社は、当社の内部監査部門が当社及びその子会社の監査を定期的の実施することができるような体制を整備し、当社グループの業務の適正性の確保を図る。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- (1) 当社は、監査役スタッフ部門を設置し、当該部門所属の使用人が監査役スタッフの業務に従事することにより、当社の監査役の監査機能の充実を図る。
- (2) 上記の使用人は、当社の監査役の指揮命令に従い、その職務を補助する。当該補助者の人事については、当社の監査役の同意を得る。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

- (1) 当社及びその子会社において、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実が発生したときには、当該事実を発見した当社及びその子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた当社のコンプライアンス推進専任部門もしくは当社の子会社の監査役は、当該事実に関する事項について、速やかに当社の監査役に報告する。
- (2) 当社の業務部門又は当社の子会社は、業務遂行に関する月次報告書を当社の監査役に提供するものとし、また当社及びその子会社の取締役及び使用人は、当社の監査役が監査に必要な範囲で業務遂行に関する事項の報告を求めたときには、これに協力する。
- (3) 当社及びその子会社は、上記の報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社の監査役は、定期的開催される監査役会において、監査実施内容の共有化等を図る。また、原則として常勤監査役が重要会議である経営会議等に常時出席するほか、代表取締役と定期的に意見交換を行う。
- (2) 当社の監査役は、当社グループの監査の充実・強化のため、定期的に当社の主要な子会社の監査役と監査実施内容の共有化などを図り、意見交換を行う。
- (3) 当社の監査役は、内部監査部門、監査役及び会計監査人の相互連携が重要であるとの認識の下、三者間での情報の共有化を通じた効率的な監査の実施を図る。
- (4) 当社の関係部門及び当社の子会社は、当社グループの監査の実効性を確保するため、当社の子会社の監査役の員数及び常勤監査役の設置の有無等、当社の子会社の監査に必要な体制の構築に関して、当社の監査役と協議する。また、当社の子会社が監査役を選任する場合、その候補者を選ぶにあたっては、事前に当社の監査役と協議する。
- (5) 当社は、当社の監査役の職務執行により生ずる費用について、監査計画に基づき必要かつ十分な予算を確保し、関連する社内規程に従って負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2024年1月の創立90周年を機に、当社グループの社会における存在意義を示すグループパーパスを制定しました。当社グループは、従業員一人ひとりが「アスピレーション（志）」を持って、グループパーパスの実現を目指しています。また、当社は、全ての活動にオープン、フェア、クリアの精神で臨むことを基本としており、上記方針に基づいて、内部統制システム及びコーポレートガバナンスの充実に向けた諸施策を実施するとともに、業務管理プロセスの一層の強化を進めております。

1. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社グループの役員・従業員に対し、「富士フィルムグループ企業行動憲章」及び「富士フィルムグループ行動規範」を周知し、事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンスを重視し、オープン、フェア、クリアの精神で臨むことを基本とすることを徹底しています。当社は、当社グループの役員・従業員の職務の執行が法令及び定款に適合するように、関連規程やガイドラインなどを各社に整備させるとともに、教育啓発活動の推進やグローバル共通の内部通報・相談窓口の設置・運用など、役員・従業員一人ひとりが適切な判断・行動をとることができる環境づくりに努めています。寄せられた通報・相談は、各社において適切に対処すべく運用しています。コンプライアンスに関しては、所管する組織・会議体を明確にし、各社が各種コンプライアンス施策の推進及びコンプライアンスに係る重要事項の集約と管理を実施することにより、当社グループの役員・従業員のコンプライアンス意識の向上を図っています。また、当社グループの財務報告の信頼性を確保すべく、チェックリストなどを使用して内部統制システムの運用の有効性評価を行っております。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令及び定款の定めに従い、株主総会議事録・取締役会議事録を作成し、原本を保存及び管理しています。また、稟議規程及び文書管理規程に基づき、稟議書を作成、保存、管理し、当社の取締役及び監査役からの閲覧の要請に常に対応できる状況を保持しています。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、情報管理、安全衛生、環境、防災などに関わる各種の事業関連リスクについて、当社及びその子会社に設置されたリスク管理責任者を中心に規程、ガイドライン、マニュアルなどを運用することによって、当社グループのリスク管理を行っています。当社及びその子会社は、個別の業務遂行において発生するリスク案件について適切に判断・対処するとともに、重要なリスク案件は、定められた手続きに従い、社長を委員長とする当社のESG委員会に報告されております。

安全衛生の観点では、火災・爆発事故の未然防止を重点実施事項として、当社グループ内に注意喚起を行いました。また、国内の研究開発部門、生産部門における毒物管理状況の点検を実施し、全体として適切に管理が行われていることを確認しました。

情報セキュリティの観点では、当社子会社の一部において、極秘情報の中でも、当社固有の技術情報などのとりわけ重要な管理を要する文書に対して、高度なセキュリティ機能による文書管理を可能とする金庫サービスのトライアル運用を開始しております。

4. 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定期的に取り締役会を開催し、取締役会規程及びその関連規則に則り、グループ経営の基本的な方針と戦略の決定、当社及びその子会社の重要な業務執行に係る事項の決定、並びに取り締役の業務執行の監督を行っています。

当連結会計年度においては、取締役会は13回開催されましたが、取締役会の審議事項の拡充等を通じて取締役会の役割・機能の一層の充実化を図りました。また、当社は、年度経営計画を策定し、取締役会において定期的に計画遂行状況を確認するとともに、主要な子会社からの月次報告などにより、子会社各社の年度経営計画の遂行状況を確認しています。

5. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社として、当社の子会社の業務遂行を株主の立場から監督するとともに、当社の主要な子会社の取締役会の決議事項及び報告事項について把握し、必要に応じて報告を求めています。また、当社の取締役会規程その他関連規則に従い、当社の子会社の重要な業務執行に係る事項のうち、当社の事前承認が必要な事項については当社の事前承認を得たうえで進められております。当社国内グループ各社共通の規程を制定し、事前承認手続きを統一かつ効率的に運用する体制としております。

IT施策の推進の観点では、当社国内グループ会社向け生成AIサービス「Fujifilm AIChat」の導入により業務効率化を推進し、併せて同サービス利用に伴う権利侵害等の未然防止のため利用ガイドラインの策定及び周知などの取り組みを行いました。

また、当社グループにおける内部監査体制については、グローバルで一元的に当社及びその子会社の監査を直接実施しております。監査実施にあたっては、販売・経費などのデータや貸借対照表・損益計算書データのトレンド分析による異常値や数値悪化の検知、監査タイミングに合わせたメールフォレンジック監査と監視強化を要する子会社への定常的なメールフォレンジック監査、監査の進捗管理や発見事項に対する被監査各社の改善活動進捗をモニタリングするなど、ITを高度に活用し監査力強化と監査マネジメント強化に努めております。加えて、AIを活用したメールフォレンジックを行っており、効率的かつ効果的な監査を推進しております。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役会室の所属の使用人が監査役スタッフ業務に従事しており、当社の監査役の指揮命令に従って、監査役の職務遂行のための補助的役割を担い、当社の監査役の監査機能の充実に努めています。

7. 当社グループの取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

当社及びその子会社の取締役及び使用人により発見された法令・定款に違反する重大な事実、不正行為又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実は、当該事実を発見した当社及びその子会社の取締役及び使用人、又はこれらの者から報告を受けた当社のコンプライアンス推進専任部門若しくは当社の子会社の監査役から、速やかに当社の監査役に報告がなされています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査役は、内部監査部門及び会計監査人と連携し、効率的に監査を実施するとともに、当社の代表取締役との定期的な意見交換、当社の子会社の監査役からの定期的な報告などを通じて、監査内容の充実に努めています。また、当社グループの監査役監査の実効性を確保するため、当社の関係部門及び当社の子会社は、当社の子会社の監査役の員数及び常勤監査役の設置の有無等、当社の子会社の監査に必要な体制の構築に関して、当社の監査役と協議しています。さらに、当社の子会社が監査役を選任する場合、当該子会社が候補者を選ぶにあたって、事前に当社の監査役と協議しています。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社の支配に関する基本方針）

基本方針及びその実現に資する特別な取組みの内容の概要

株主の皆様から経営を負託された当社取締役会は、その負託にお応えすべく、平素から当社グループの財務及び事業の方針を決定するにあたり、中長期的な視点に基づく持続的な成長を通じて、企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図ることがその責務であると考えております。この考え方に基づき、当社グループの企業理念のもと、「先進・独自の多様な技術力」と「グローバルネットワーク」、これらを下支えする「人材」と「企業風土」という当社グループの企業価値の源泉を伸張させることなどにより、企業価値の向上に努めてまいりました。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値の源泉を理解し、中長期的な視点から当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保し、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。当社は、当社の支配権の獲得を目的とした買収提案がなされた場合、それを受け入れるか否かは最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えております。

株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容などについて検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を検討するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者との十分な交渉機会を提供しないものなど、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものがあります。当社は、当社株式の大量買付を行おうとする者が現れた場合は、株主の皆様のご判断に資するべく積極的な情報収集と適時開示に努めるとともに、当社の企業価値・株主共同の利益の確保及び向上を図るために、会社法及び金融商品取引法等の関係諸法令の範囲内で可能な措置を適切に講じてまいります。

当社は、上記基本方針の実現のために、「1. 企業集団の現況に関する事項 5)対処すべき課題」に記載の諸施策を遂行することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

連結資本勘定計算書
(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

単位：百万円

	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	その他の包括 利益累積額	自 己 株 式	株主資本合計	非支配持分	純資産合計
2024年4月1日現在残高	40,363	－	2,741,416	443,619	△56,151	3,169,247	4,068	3,173,315
包括利益（損失）								
当 期 純 利 益			260,951			260,951	728	261,679
為替換算調整額				△31,174		△31,174	△183	△31,357
年金負債調整額				20,635		20,635		20,635
デリバティブ未実現損益				△33		△33		△33
包 括 利 益						250,379	545	250,924
自 己 株 式 取 得					△16	△16		△16
自 己 株 式 売 却		1,151			1,086	2,237		2,237
当社株主への配当金			△72,289			△72,289		△72,289
非支配持分への配当金							△291	△291
株 式 報 酬 取 引		△697				△697		△697
資本剰余金から 利益剰余金への振替		△73	73			－		－
非 支 配 持 分 と の 資本取引及びその他		△381				△381	△120	△501
2025年3月31日現在残高	40,363	－	2,930,151	433,047	△55,081	3,348,480	4,202	3,352,682

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結計算書類の作成基準

当社の連結計算書類は、会社計算規則第120条の3第1項の規定により、米国で一般に公正妥当と認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。ただし、同条第3項において準用する同規則第120条第1項後段の規定に準拠して、米国において一般に公正妥当と認められた会計基準により要請される記載及び注記の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

- ① 連結子会社の数 270社
- ② 持分法適用関連会社の数 29社

(3) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

当社は米国財務会計基準審議会会計基準編纂書（以下、「基準書」といいます。）320及び321を適用し、以下の評価を行っております。

持分証券……………公正価値により評価し、その評価差額は当期純利益に認識しております。
公正価値が容易に測定できない持分証券のうち、投資信託等については、1株当たり純資産価値（NAV）により評価しております。その他の公正価値が容易に測定できない持分証券については、原則として減損による評価減後の帳簿価額により評価しております。ただし、同一発行体の同一又は類似する投資の秩序ある取引において観察可能な価格の変動を特定した場合は、観察可能な取引が発生した日の公正価値で評価しております。

負債証券……………満期保有目的の負債証券は償却原価により評価しております。

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法……………主として移動平均法による低価法

(4) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………主として定額法

無形固定資産……………主として定額法

なお、帳簿価額の回収可能性に疑いのある場合には減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。ただし、無形固定資産のうち存続期間に限りがないものについては、基準書350に準拠し、償却を行わずに少なくとも年1回減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。

(5) 引当金の計上基準

信用損失引当金……………基準書326に準拠し、金融資産の残存期間において将来的に発生すると予測される全ての信用損失を見積っています。信用損失引当金の計上において、当社は、信用の質を一括評価債権及び個別評価債権として管理しており、債務者の財政状態や支払の延滞状況等、過去の信用損失実績及び合理的かつ裏付け可能な予測に基づき、金融資産について一括評価及び個別評価を行っています。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、基準書715に準拠し、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の公正価値に基づき計上しております。
過去勤務債務については、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しております。
数理計算上の差異については、退職給付債務と年金資産の公正価値のいずれか大きい方の10%を超える部分について、従業員の平均残存勤務年数で定額償却しております。

(6) 営業権（のれん）……………基準書350に準拠し、償却を行わずに少なくとも年1回減損の有無を検討し、必要な場合は帳簿価額を見積公正価値へ減額処理しております。

(7) 収益認識基準

当社では、基準書606に準拠し、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するに応じて）収益を認識する。

2. 重要な会計上の見積りに関する注記

米国で一般に公正妥当と認められている企業会計の基準に基づいて連結計算書類を作成するために、当社の経営陣は必要に応じて仮定と見積りを行って連結計算書類や注記に記載された金額を算出しております。

それらの仮定と見積りは、営業債権、リース債権、関連会社等に対する債権、棚卸資産、投資有価証券、及び繰延税金資産の評価、減損を含む有形固定資産、営業権及び無形固定資産の評価、資産除去債務、耐用年数及び償却方法、不確実な税務ポジション、年金数理計算による従業員年金債務の見積りに関係する仮定、並びに環境問題、訴訟、当局による調査等から生じる偶発債務等といった重要性のある項目を含んでおります。実際の結果がこれらの見積りと異なることもあり得ます。なお、資産除去債務については、解体等の見込みがなく、当社が負担する費用を合理的に見積もることができないものに関しては、債務を計上しておりません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 保証債務……………金融機関に対する従業員の住宅ローン保証等 405百万円
 (2) 受取手形割引高…………… 79百万円
 (3) その他の包括利益累積額には、為替換算調整額、年金負債調整額及びデリバティブ未実現損益が含まれています。

4. 連結損益計算書に関する注記

有形固定資産の売却損益は、連結損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費に含めております。当連結会計年度の有形固定資産の売却利益額は29,436百万円であり、売上原価、販売費及び一般管理費、研究開発費にそれぞれ、134百万円、29,297百万円、5百万円含めております。

5. 連結資本勘定計算書に関する注記

(1) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	32,108百万円	80円00銭	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月7日 取 締 役 会	普 通 株 式	36,164百万円	30円00銭	2024年9月30日	2024年12月3日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株 式 の 種 類	配 当 金 の 総 額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定 時 株 主 総 会	普 通 株 式	42,193百万円	35円00銭	2025年3月31日	2025年6月30日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

- ③ 当連結会計年度に対応する剰余金の配当（決議予定の配当を含む。）を認識する方法を採用しております。2025年6月27日決議予定の配当金については、当初の期末配当予想額である1株当たり配当額30円（年間配当予想額60円）をもとに認識しております。

（注）当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。2024年6月27日定時株主総会の決議による1株当たり配当額につきましては、株式分割前の金額を記載しております。

(2) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）に関する事項

目 的 と な る 株 式 の 種 類	普通株式
目 的 と な る 株 式 の 数	1,164,900株

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の時価等に関する事項

金融商品の公正価値は、入手可能な市場価格又は他の適切な評価方法によって算定しております。金融商品の公正価値の見積りに際して、当社は最適な判断をしておりますが、見積りの方法及び仮定は元来主観的なものであります。従って見積額は、現在の市場で実現するかあるいは支払われる金額を必ずしも表わしているものではありません。金融商品の公正価値の見積りにあたっては、次の方法及び仮定が採用されております。

- ① 現金及び現金同等物、営業債権、関連会社等に対する債権、長期債権、社債（１年以内償還分）及び短期借入金、営業債務、設備関係債務、関連会社等に対する債務：

公正価値は概ね帳簿価額と同額であります。

- ② 投資有価証券：

活発な市場のある株式の公正価値は、公表されている相場価格に基づいております。活発な市場のない負債証券については、直接的又は間接的に観察可能なインプットを用いて評価しております。

- ③ 関連会社等に対する投資及び貸付金：

関連会社等に対する投資及び貸付金のうち、関連会社から取得した満期保有目的負債証券の公正価値は、満期までの期間が短いため、持分法による投資損益取込前の償却原価と概ね同額であります。なお、関連会社等に対する投資金額を超える持分法による投資損失の金額は、当該資産の償却原価から控除しております。関連会社から取得した満期保有目的負債証券の公正価値及び帳簿価額は、それぞれ22,500百万円及び12,278百万円であります。

- ④ 社債及び長期借入金：

社債及び長期借入金の公正価値は、公表されている相場価格、又は貸借対照表日における類似の資金調達契約に適用される利率で割り引いた将来のキャッシュ・フローの現在価値に基づいて算定しております。社債及び長期借入金の公正価値及び帳簿価額（１年以内償還・返済予定分を含む）は、527,677百万円及び537,982百万円であります。

当連結会計年度末における社債及び長期借入金の公正価値はレベル２に分類しております。なお、公正価値の測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層については、(3)「公正価値の測定」に記載しております。

- ⑤ デリバティブ：

外国為替予約契約及び通貨スワップ契約等の公正価値は、取引金融機関又は第三者から入手した市場価値に基づいており、観察可能なインプットを用いて評価しております。デリバティブ資産の公正価値及び帳簿価額は1,067百万円であり、またデリバティブ負債の公正価値及び帳簿価額は342百万円であります。

(2) 金融商品の状況に関する事項

当社の保有している金融商品のうち潜在的に著しい信用リスクにさらされているものは、主に投資有価証券、満期保有目的負債証券、営業債権及びリース債権、及びデリバティブであります。

投資有価証券については、市場価値の変動等のリスクにさらされていますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

満期保有目的負債証券については、信用リスクにさらされていますが、発行体の財務状況等を随時把握するよう努めております。

営業債権及びリース債権については、大口顧客に対する営業債権及びリース債権を含んでいるために、信用リスクにさらされていますが、預り保証金の保持及び継続的な信用評価の見直しによって、リスクは限定されております。信用損失引当金は、潜在的な損失を補うために必要と思われる金額の水準を維持しております。

デリバティブについては、契約の相手方の契約不履行から生じる信用リスクにさらされていますが、これらは信用度の高い金融機関を相手方とすることで、リスクを軽減しております。

(3) 公正価値の測定

基準書820は、公正価値の定義を「市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格、又は負債を移転するために支払うであろう価格」とした上で、測定手法に用いられるインプットの優先順位を設定する公正価値の階層を、その測定のために使われるインプットの観察可能性に応じて次の３つのレベルに区分することを規定しております。

レベル１：活発な市場における同一資産又は同一負債の（調整不要な）相場価格。

レベル２：レベル１に分類された相場価格以外の観察可能なインプット。例えば、類似資産又は負債の相場価格、取引量又は取引頻度の少ない市場（活発でない市場）における相場価格、又は資産・負債のほぼ全期間について、全ての重要なインプットが観察可能である、あるいは主に観察可能な市場データから得られる又は裏付けられたモデルに基づく評価。

レベル３：資産又は負債の公正価値の測定にあたり、評価手法に対する重要な観察不能なインプット。

当社が経常的に公正価値で評価している資産及び負債は、投資有価証券、デリバティブ資産及び負債、及び条件付対価であります。当連結会計年度末における公正価値の階層は次のとおりであります。

当連結会計年度末

	レベル1 (百万円)	レベル2 (百万円)	レベル3 (百万円)	NAV (百万円)	合計 (百万円)
資産					
投資有価証券					
株式	52,285	—	—	—	52,285
投資信託等	—	—	—	4,879	4,879
その他	—	—	120	—	120
短期デリバティブ資産					
外国為替予約	—	955	—	—	955
その他	—	112	—	—	112
負債					
短期デリバティブ負債					
外国為替予約	—	331	—	—	331
通貨スワップ	—	11	—	—	11
その他の固定負債					
条件付対価	—	—	3,781	—	3,781

レベル1に含まれる資産は、主に上場株式であり、活発な市場における同一資産の調整不要な相場価格により評価しております。レベル2に含まれる資産及び負債は、主にデリバティブであり、デリバティブ資産及び負債は、マーケット・アプローチに基づく取引金融機関又は第三者から入手した観察可能な市場データによって裏付けられたインプットを用いて評価しているため、レベル2に分類しております。レベル3に含まれる資産及び負債は、主に条件付対価であり、適切な評価方法を用いて、将来の支払額に対して、発生確率を加味した現在価値により評価しております。投資信託等は、実務上の便法を用いて1株当たり純資産価値（NAV）で公正価値を測定しており、公正価値の階層に分類しておりません。

なお、容易に算定可能な公正価値がない市場性のない一部の持分証券に対する投資額（連結貸借対照表計上額15,014百万円）について、上表には含めておりません。

また、レベル3に区分された金額に重要性がないため、レベル3の調整表は開示しておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり株主資本……………		2,779円50銭
1株当たり当社株主帰属当期純利益……………	基本的	216円67銭
	希薄化後	216円46銭

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約において複数の履行義務が含まれる場合は、個々に販売される製品の独立販売価格に基づいて（独立販売価格が直接的に観察可能でない場合は、個々に販売された場合に想定される販売価格に基づいて）複数の契約の取引価格を配分しております。当社は、製品価格の下落を補填するために支給される販売奨励金や販売量に応じた割戻等を収益から控除しております。これらは、収益認識累計額の重要な戻し入れが生じない可能性が高い範囲で、顧客からの請求額又は契約上合意した比率等により算出した額に基づいて計上しております。

なお、契約開始時において、企業が約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が当該財又はサービスに対して支払を行う時点との間の期間が1年以内となると見込んでいる契約については、約束された対価の金額に貨幣の時間価値の影響を含めておりません。

(1) 顧客との契約及びその他の源泉から認識した収益

	当連結会計年度（百万円）
顧客との契約から認識した収益	3,086,826
その他の源泉から認識した収益	109,002
合計	3,195,828

その他の源泉から認識した収益は、リース契約から認識した収益であります。

(2) 分解した収益とセグメント収益並びに履行義務の充足の時期との関連

地域別セグメントにおける収益の分解は次のとおりであります。なお、外部顧客を所在地別に区分し、表示しております。

	当連結会計年度（百万円）
日本	1,099,302
米州	646,904
欧州	544,628
アジア及びその他	904,994
売上高 合計	3,195,828

事業セグメントにおける収益の分解は次のとおりであります。

	当連結会計年度（百万円）
ヘルスケア	
メディカルシステム	693,241
バイオCDMO	219,513
LSソリューション	109,810
エレクトロニクス	
半導体材料	250,413
AF材料	182,384
ビジネスイノベーション	
オフィスソリューション	522,928
ビジネスソリューション	330,886
グラフィックコミュニケーション	344,680
イメージング	
コンシューマーイメージング	327,963
プロフェッショナルイメージング	214,010
売上高 合計	3,195,828

① ヘルスケア

ヘルスケア セグメントにおいては、主にX線フィルムといったメディカルシステム材料等の販売について、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転する時期に応じて、製品が顧客に引き渡された時点、又は出荷された時点で収益を認識しております。内視鏡システム、超音波画像診断装置等の顧客の受入が必要となる特定の機器については、機器が設置され、顧客の受入が得られた時点で収益を認識しております。また、メディカル機材等の保守サービスの提供については、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。バイオCDMO事業においては、転用可能性がなく、かつ、完了した履行に対する支払を顧客から受ける強制可能な権利を有している一部の契約において、コストを基礎とする進捗度に応じて、当期の履行に対する収益を認識しております。

② エレクトロニクス

エレクトロニクス セグメントにおいては、半導体プロセス材料といった半導体材料、偏光板保護フィルムといったディスプレイ材料、試薬、コンピューター用磁気テープといった高機能材の販売について、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転する時期に応じて、製品が顧客に引き渡された時点、又は出荷された時点で収益を認識しております。

③ ビジネスイノベーション

ビジネスイノベーション セグメントにおいては、主にデジタル複合機やインクジェットデジタルプレスといった機器等の顧客の受入が必要となる特定の機器については、機器が設置され、顧客の受入が得られた時点で収益を認識しております。また、主にマネージド・プリント・サービスやビジネス・プロセス・アウトソーシングをサービスとして提供しており、これらのサービスの提供については、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。CTP版といったグラフィックシステム材料の販売については、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転する時期に応じて、製品が顧客に引き渡された時点、又は出荷された時点で収益を認識しております。

④ イメージング

イメージング セグメントにおいては、主にインスタントフォトシステム、カラーフィルム、写真プリント用カラーペーパー、デジタルカメラの販売について、所有権及び危険負担が当社から顧客に移転する時期に応じて、製品が顧客に引き渡された時点、又は出荷された時点で収益を認識しております。また、主に写真プリント用サービスの提供については、顧客にサービスが提供された時点で収益を認識しております。

(3) 契約残高

当連結会計年度末における契約残高の内訳は次のとおりであります。

	当連結会計年度末（百万円）
顧客との契約から生じた債権	638,561
契約負債	154,967
契約資産	43,664

当連結会計年度において、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から認識した収益の金額に重要性はありません。

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは、81,343百万円であります。

(4) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末において、個別の予想契約期間が1年を超える契約における、未充足の履行義務に配分した取引価格は530,936百万円であります。当該取引価格は、主にバイオ医薬品の製造開発受託及び顧客に販売される機器の保守サービス契約に係るものであります。当該取引価格が収益として認識されると見込まれる期間は、概ね1年から5年であります。なお、個別の予想契約期間が1年に満たない契約においては開示を省略しております。

9. 重要な後発事象に関する注記

(社債の発行)

当社は、2025年5月23日開催の取締役会において、国内無担保普通社債の発行に関する包括決議を行いました。

(1) 社債の種類	国内無担保普通社債
(2) 募集社債の総額	上限1,000億円（但し、この範囲内で複数回の発行を妨げない）
(3) 払込金額	各社債の金額100円につき100円
(4) 償還期限	10年以内
(5) 償還方法	満期一括償還
(6) 発行時期	2025年5月24日から2025年9月30日まで
(7) 利率	発行する社債と同年限の国債流通利回り+0.75%以下
(8) 特約条項	担保提供制限条項を付すものとする
(9) 資金使途	投融資資金、社債償還、CP償還及び借入金返済等
(10) その他	会社法第676条各号における事項及びその他必要な一切の事項の決定は、取締役会決議の範囲内で代表取締役に一任する。

株主資本等変動計算書

(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

単位：百万円（単位未満切り捨て）

	株 主 資 本									評価・換算 差 額 等	新株予約権	純資産合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	株主資本 合 計			
		資本準備金	その他資本 剰 余 金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益 剰余金(注)	利益剰余金 合 計					
当 期 首 残 高	40,363	63,636	551	64,187	10,090	1,087,563	1,097,653	△56,151	1,146,053	19,553	1,957	1,167,563
当 期 変 動 額												
剰余金の配当						△68,272	△68,272		△68,272			△68,272
当 期 純 利 益						5,197	5,197		5,197			5,197
自己株式の取得								△2,215	△2,215			△2,215
自己株式の処分			2,559	2,559				2,056	4,616			4,616
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）										△4,395	△290	△4,685
当期変動額合計	-	-	2,559	2,559	-	△63,074	△63,074	△159	△60,674	△4,395	△290	△65,360
当 期 末 残 高	40,363	63,636	3,110	66,746	10,090	1,024,488	1,034,579	△56,310	1,085,378	15,157	1,666	1,102,203

(注) その他利益剰余金の内訳

	別途積立金	繰越利益 剰 余 金	その他利益 剰余金合計
当 期 首 残 高	900,000	187,563	1,087,563
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当		△68,272	△68,272
当 期 純 利 益		5,197	5,197
当期変動額合計	-	△63,074	△63,074
当 期 末 残 高	900,000	124,488	1,024,488

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……………定額法

無形固定資産……………定額法。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

株式報酬引当金……………業績連動型株式報酬制度に基づく当社役員等への報酬支払いに備えるため、支給見込額のうち当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号）を適用し、収益を認識するための5つのステップに従い、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

当社の収益は、子会社からの経営管理料、受取配当金及び子会社へのIT関連サービスに係る収益となります。

経営管理料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

IT関連サービスに係る収益は、主にグループ全社ITシステム及びインフラの保守であり、顧客との準委任契約に基づいてシステム・インフラの保守サービスを提供する履行義務を負っております。当該準委任契約においては、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響はありません。

3. 重要な会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性の判断

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

1,793百万円

(2) その他の情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

繰延税金資産の回収可能性を評価し、将来減算一時差異等のうち将来にわたり税金負担額を軽減することが認められる範囲内で計上しております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

繰延税金資産の回収可能性の判断に用いられる将来の課税所得については、事業計画を基礎として見積っております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

見積りの根拠となる事業計画の前提条件の予測不能な変化によって繰延税金資産の回収可能性が低下した場合には、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,607百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	700,257百万円
短期金銭債務	51,659百万円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
営業収益	41,975百万円
その他の営業取引	2,054百万円
営業取引以外の取引による取引高	4,472百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数 (注1)	当事業年度減少株式数 (注2)	当事業年度期末株式数
普通株式	13,269,764株	27,231,573株	1,457,938株	39,043,399株

(注1) 自己株式の株式数の増加は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行ったことによる増加26,539,528株、役員向け株式交付信託口及び従業員向け株式交付信託口による増加687,450株、単元未満株式の買取による増加4,595株によるものです。

(注2) 自己株式の株式数の減少は、単元未満株式の買増による減少288株、役員向け株式交付信託口及び従業員向け株式交付信託口への自己株式処分による減少687,450株、譲渡制限付株式報酬・ストックオプション行使に伴う自己株式処分による減少770,200株によるものです。

(注3) 当事業年度の自己株式の期末株式数には、役員向け株式交付信託口が保有する当社株式449,850株及び従業員向け株式交付信託口が保有する当社株式237,600株の合計687,450株が含まれております。

(2) 配当金の総額に含まれる信託口が保有する自社の株式に対する配当金額	
役員向け株式交付信託口が保有する当社株式に対する配当金	13百万円
従業員向け株式交付信託口が保有する当社株式に対する配当金	7百万円

7. 税効果会計に関する注記

当社は、グループ通算制度を適用しております。

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、過年度に実施した会社分割における新設分割設立会社の株式に係る一時差異、その他有価証券評価差額金であります。

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は24百万円増加し、法人税等調整額が213百万円増加し、その他有価証券評価差額金が189百万円減少しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	富士フィルム株式会社	所有 直接 100.0	経営指導、資金貸借関係、利息の受取、利息の支払、出向者の受入、役員の兼任、IT関連サービスの提供等	資金の貸付 (注1, 2)	155,100	短期貸付金	634,500
				資金の借入 (注1, 3)	△3,453	短期借入金	43,553
				利息の受取 (注2)	3,085	—	—
				利息の支払 (注3)	46	—	—
				出向者給与の支払 (注4)	4,463	未払費用	681
				経営管理料 (注5)	14,632	未収入金	1,540
				IT関連サービスに係る収益 (注6)	3,882	売掛金	426
子会社	富士フィルムビジネスイノベーション株式会社	所有 直接 100.0	経営指導、資金貸借関係、利息の受取、出向者の受入、役員の兼任、IT関連サービスの提供等	資金の貸付 (注1, 2)	△20,000	短期貸付金	54,000
				利息の受取 (注2)	308	—	—
				出向者給与の支払 (注4)	2,709	未払費用	238
				経営管理料 (注5)	6,571	未収入金	692
				IT関連サービスに係る収益 (注6)	13,879	売掛金	1,371

(注1) 資金の貸借についてはCMS（キャッシュマネジメントサービス）による取引であり、取引金額は当期首残高からの増減額を表示しております。

(注2) 貸付金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注3) 借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

(注4) 出向に関する協定書に基づき、出向者に係る人件費相当額を支払っております。

(注5) 経営管理料は、経営の管理・監督・指導に関する契約に基づき決定しております。

(注6) 価格等の取引条件は、提示された価格等に基づき、個別に交渉のうえ決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	氏名	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
役員	助野 健児	被所有 直接 0.0	当社取締役会長	ストックオプションの権利行使 (注)	23	—	—

(注) 2009年6月26日定時株主総会並びに2019年5月8日及び2020年5月13日取締役会の決議により発行した新株予約権の、当事業年度における権利行使を記載しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額

913円43銭

1 株当たり当期純利益

4円32銭

(注) 当社は、2024年4月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。また、1株当たり情報の算定において、役員向け株式交付信託口及び従業員向け株式交付信託口が保有する当社株式を自己株式として処理していることから、期末株式数及び期中平均株式数から当該株式数を控除しております。当該信託が保有する当社株式の期末株式数、期中平均株式数は687,450株であります。

10. 重要な後発事象に関する注記

社債の発行

連結計算書類の「9. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(追加情報)

1. 役員向け株式交付信託

当社は、当社及び当社グループ会社の取締役、執行役員及びフェロー（以下、取締役等）へのインセンティブプランとして、役員向け株式交付信託を用いた株式報酬制度を導入しています。

(1) 制度の概要

本制度は、当社の事業及び組織の更なるグローバル化に対応し、グループの一体感を醸成するとともに、取締役等の報酬に株式報酬を用いることで取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクをその職責に応じて適切に株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。本制度は、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を取締役等に交付または給付する制度です。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しています。当事業年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、1,439百万円、449,850株です。

2. 従業員向け株式交付信託

当社は、当社及び当社グループ会社の従業員への福利厚生制度ないしインセンティブプランとして、従業員向け株式交付信託を用いた株式報酬制度を導入しています。

(1) 制度の概要

本制度は、グローバル共通で従業員に対する福利厚生制度を拡充させるとともに、従業員の帰属意識を醸成し、経営参画意識を持たせ、当社業績や株価上昇への意識を高めることを目的としています。本制度は、役位及び業績目標の達成度等に応じて、当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を従業員に交付または給付する制度です。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、純資産の部に自己株式として計上しています。当事業年度における当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、760百万円、237,600株です。

以 上